

2007年11月8日  
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する事務及び当該事務の神奈川県後期高齢者医療広域連合への移管に伴う事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2007年10月31日付けで諮問（第278号）された老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する事務及び当該事務の神奈川県後期高齢者医療広域連合への移管に伴う事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

平成19年5月10日開催の藤沢市個人情報保護制度運営審議会において、平成20年4月1日から始まる後期高齢者医療制度に関わる業務について、諮問をしたが、後期高齢者医療保険料の徴収方法の一つとして、平成20年4月支給の年金からの特別徴収を行うことになった。

それに伴い医療予防課も介護保険課と同様に、政令で定めるところにより、国民健康保険団体連合会（本市の場合は神奈川県国民健康保険団体連合会。以下「連合会」という。）を經由して、特別徴収義務者（年金保険者）との間で、後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる情報交換業務（年金受給者のデータ

の收受や特別徴収額（年金からの徴収額）のデータの送付等）を行う必要が生じた。

その情報交換業務を行うに際し、従来の介護保険課が行っていた郵送または訪問の方法ではなく、介護保険課が諮問しているのと同様にコンピュータを使用し、伝送で行うことに対して、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、伝送による情報交換業務に使用する端末については、厚生労働省より介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療の保険料の特別徴収にかかる情報交換業務の市町村窓口を一本化することが指示されている。

このことから、すでに連合会との回線がある介護保険課既設の端末を使用して、後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる情報交換業務を行うものである。

## (2) コンピュータ処理する必要性

主に次の3点の理由から、特別徴収にかかる情報交換業務をコンピュータにより処理したい。

ア 伝送を使用しない郵送の方法では、日数がかかり情報交換後の作業に支障があるため。

イ 情報交換業務を伝送を利用し、専用ネットワークの使用、データの暗号化などセキュリティを強化することで、郵送の方法より安全になるため。

ウ 情報交換業務を介護保険課既設の端末・回線を使用することにより、コストがかからないため。

## (3) コンピュータ処理する個人情報

データレコードに収録する情報

ア レコード区分      イ 市町村コード      ウ 特別徴収義務者コード

エ 通知内容コード      オ 作成年月日等（予備）

カ 基礎年金番号・年金コード      キ 生年月日      ク 性別

ケ 氏名（カナ，漢字）      コ 住所（郵便番号，カナ住所，漢字住所）

サ 各種コード（処理区分，処理結果等）      シ 金額欄1（特別徴収額）

ス 金額欄2（特別徴収額）      セ 金額欄3（年金額）

ソ 共済年金証書記号番号

## (4) コンピュータ処理の内容

伝送端末で行われるコンピュータ処理の内容は次のとおりである。

ア 伝送データ受信時

連合会から送信されたデータを介護保険課担当職員が伝送端末にて受信し、そのままデータを磁気ディスク（MO）に格納し、IT推進課に持参する。

イ 伝送データ送信時

送信日に後期高齢者医療制度の事務担当者が介護保険課にデータの収録さ

れた磁気ディスク（MO）を持参し、介護保険課担当職員が伝送端末にデータを格納し、連合会へデータ送信を行う。

ウ 伝送データ受信・送信作業終了後、速やかに伝送端末内のデータは、介護保険課担当職員がすべて削除する。

(5) システムの機器構成

ア 端末	F U J I T S U	F M V - 7 0 0 0 N A 5	（既存）
イ ターミナルアダプタ	N T T - M E	M N 1 2 8 m i n i S V 1	
ウ MOドライブ	B U F F A L O	M O - C H 1 3 0 0 U 2	
エ ソフトウェア	伝送通信ソフト（自立支援・年金特徴版）		

(6) 安全対策及び業務の処理体制について

ア データの伝送方法について

連合会との専用ネットワークを使用し、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩を防止する。また、送受信の際は、連合会から提供された伝送通信ソフト（年金特徴版）を使用することにより、データを暗号化し容易に解読できなくするなど、セキュリティを強化する。

イ 端末（既存）に係る操作者の制限

端末起動時及びスクリーンセーバー解除時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、介護保険課担当職員以外の不正アクセスを防止する。

ウ 伝送通信ソフト（年金特徴版）に係る操作者の制限

システムログイン時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、介護保険課資格・保険料担当職員以外の不正アクセスを防止する。

エ 磁気ディスク（MO）の管理について

伝送端末と藤沢市後期高齢者医療制度システムの情報交換で使用した磁気ディスク（MO）は、医療予防課の施錠可能なキャビネットに1ヶ月間保管、翌月データを消去する。

オ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

なお、連合会では「神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則」が制定されており、個人情報の保護や適正な取扱いに努めている。

(6) 実施時期

平成19年11月下旬

(7) 提出資料

ア 高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）

イ 厚生労働省事務連絡

ウ 特別徴収の基本的な事務の流れ

- エ 特別徴収にかかる情報交換の内容
- オ 情報交換で収録する個人情報項目
- カ システム構成図
- キ 藤沢市コンピュータシステム管理運営規定
- ク 神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則
- ケ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

#### (1) コンピュータ処理をする必要性について

特別徴収にかかる情報交換業務については、法律により連合会を経由して行うこととされていること及び厚生労働省から介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療の保険料の市町村窓口を一本化することが指示されていることから、端末を使用した伝送または郵送により情報交換を行う必要がある。

この点、第1に現在年金保険者と直接行っている情報交換業務を、連合会等を経由して行わなければならないため、情報交換の手法を問わず、データ授受に今までより日数がかかるようになるが、郵送による情報交換ではさらに日数がかかってしまい、情報交換後の作業に支障があること。第2に情報交換業務に伝送を利用し、専用ネットワークの使用・データの暗号化などのセキュリティを強化することで、郵送より安全性が高くなること。第3に情報交換業務を介護保険課既存の伝送端末・回線を使用することにより、コストがかからないこと。以上の点を考慮すると、郵送よりも端末を使用した伝送の方が個人情報の保護に適い、かつ合理的である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

#### (2) 安全対策について

##### ア データの伝送方法について

連合会との専用ネットワークを使用し、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩を防止する。また、送受信の際は、連合会から提供された伝送通信ソフト（年金特徴版）を使用することにより、データを暗号化し容易に解読できなくするなど、セキュリティを強化する。

##### イ 端末（既存）に係る操作者の制限

端末起動時及びスクリーンセーバー解除時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、介護保険課担当職員以外の不正アクセスを防止する。

##### ウ 伝送通信ソフト（年金特徴版）に係る操作者の制限

システムログイン時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、介護保険課資格・保険料担当職員以外の不正アクセスを防止する。

エ 磁気ディスク（MO）の管理について

伝送端末と藤沢市国民健康保険システムの情報交換で使用した磁気ディスク（MO）は、保険年金課の施錠可能なキャビネットで1ヶ月間保管，翌月データを消去する。

オ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

なお，連合会では「神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則」が制定されており，個人情報の保護や適正な取扱いに努めている。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上